MAZDA Fan CIRCUIT TRIAL

2026 MAZDA Fan CIRCUIT TRIAL
西日本トロフィー
特別規則書

公　示

本大会は、日本自動車連盟（ＪＡＦ）の公認のもと、ＦＩＡ国際モータースポーツ競技規則およびその付則に準拠したＪＡＦ国内競技規則およびその付則、マツダファン・サーキットトライアル競技規則および本大会特別規定に従って地方格式競技として開催される。なお、本特別規則には以下の各規則が含まれる。
・2026 岡山国際サーキット・４輪一般競技規則

第１条　競技会の名称
２０２６ MAZDA Fan CIRCUIT TRIAL
西日本トロフィー

第２条　オーガナイザーの名称
株式会社岡山国際サーキット／アイダクラブ（ＡＣ）

第３条　大会組織委員会
組織委員長　　杉浦　隆浩
組織委員　　秋山　雄亮
組織委員　　土井　　誠

第４条　開催場所
岡山国際サーキット（３，７０３m／１周）
岡山県美作市滝宮１２１０
TEL:0868-74-3311　　FAX:0868-74-2600

第５条　開催日程、参加申込および参加資格
１．開催日：２０２６年１１月２９日(日)
２．申込場所：ビースポーツ・ＭＦＣＴ事務局
〒153-0064　東京都目黒区下目黒 2-18-3-8F
TEL:03-5487-0735　　FAX:03-5487-0737
３．参加料・申込期間および参加申込方法：
「マツダファン・サーキットトライアル競技規定」に準ずる。
４．ドライバー参加資格
①ＮＯＲＭＡＬ、ＴＵＮＥＤクラス
２０２６年ＪＡＦ競技運転者許可証国内Ｂ以上の所持者
②クローズドクラス
有効な４輪運転免許証所持者
③満１８歳未満のドライバーは参加するにあたり親権者の承諾を必要とし、参加申込時に申込書の該当欄に親権者の署名および捺印を必要とする。

第６条　ピット要員
１．各クラスのピット要員（メカニック等）の登録は、ピット責任者を含め３名までとする。また、シグナリングプラットホームに出られるピットサインマン人数は１チーム２名までとする。
・登録料　　２，７５０円／名（税込）
２．本大会に参加の許されるピット要員は満１６歳以上でエントラントにより指名登録されたものに限る。

第７条　出場受付（書類検査）
１．参加者は公式通知に示された日時・場所にて、出場受付を行わなければならない。
２．出場受付では以下のものを提示しなくてはならない。
①参加受理書
②ＪＡＦ競技運転者許可証（クローズドクラス以外）
③運転免許証
※②③の現地確認は簡略化する場合があります。

第８条　参加車両
参加車両は「マツダファン・サーキットトライアル車両規則」に従った車両とする。

第９条　公式車両検査
１．公式通知に示された日時・場所にて公式車検を受けなければならない。公式車検を受けない車両、または公式車検で参加不適当と判断された車両は参加出来ない。
２．技術委員長は、安全性について不適当な箇所の修正を命ずる事が出来る。
３．車両検査で不適当と判断され、出場を拒否された車両の参加料は返還されない。
４．車両検査の際、ドライバー装備品検査を行う。

第１０条　ドライバーズブリーフィング
出走する全てのドライバーは、公式通知に示された時間に必ずドライバーズブリーフィングに出席しなければならない。
遅刻・欠席した場合は罰則の対象となる。
日時、場所は公式通知に示される。

第１１条　公式通知掲示場所
１６番ピット・２Ｆ大会事務局もしくはＷｅｂ掲示板へ掲載

第１２条　パドック・ピットの使用
パドックおよびピットでの安全確保は参加者が責任を持って行わなければならない。特にゲスト等の同伴者がピットレーン、およびプラットホームに入らないように注意すること。

第１３条　車載カメラ
車載カメラを搭載する場合は、事前に主催者の許可を受けた上、公式車両検査時にその取り付けに関して技術委員長の許可を得なければならない。また、撮影した映像は個人鑑賞用以外の用途に応じて有料となる。

第１４条　信号合図
１．競技中の信号合図は、国際モータースポーツ競技規則附則Ｈ項に基づく旗信号によって行われる。
２．参加ドライバーは国際モータースポーツ競技規則附則Ｈ項に精通していなければならない。
３．競技中、信号合図に従わない競技運転者には、審判員の判定により審査委員会の裁定による罰則が課せられる。なお、この判定に対する抗議は一切受け付けられない。

第１５条　走路の安全規定
１．走路は右回りとし、定められた走路およびピット進入路、ピットレーン以外は非走路とする。
２．各コーナーへの進入をミスするか、または安全上の措置により、非走路部分に進入した場合は、一旦停止した後、安全を確認した上で規定の走路に戻ることができる。危険回避等やむを得ない場合、また特に競技役員の指示があった場合を除き、非走路地帯を通過してコースをショートカットするような走行は厳禁される。

第１６条　競技中のドライバー遵守事項
国際モータースポーツ競技規則付則Ｈ項ならびにＬ項の規定と次の項目を遵守するものとする。
１．競技に適した健康状態で参加し、競技中はつねにお互いの安全を考慮した協調的マナーのもとに自己の技量とコースの状態に適した競技速度で車を操縦し、危険とみなされる行為があってはならない。
２．競技中、ドライバーは定められた走路のみを使用するものとする。危険回避等やむを得ない場合、また特に競技役員の指示があった場合を除き、故意に規定の走路から外れたり、コーナーをショートカットして走行することは禁止される。
３．危険回避等やむを得ない場合、また特に競技役員の指示があった場合を除き、コース上のイエローラインをカットして走行してはならない。
４．オイルやガソリンの漏れを生じた車両、あるいは事故や故障によって危険が予測される状態となった車両は必ず速やかにコースより外れ安全な場所に停止するか、一旦ピットに停止して完全な修理を行い、技術委員の点検を受けるものとし、不完全な状態で競技を継続してはならない。特に車体の一部分を失ったまま競技を継続することが認められた場合でも、その欠損によって有利となったことが明らかであるときはペナルティが課せられる場合がある。
５．走行中に転倒、衝突等の事故を起こしたドライバーは競技長に指示された場合、必ず競技会指定医師の診断を受けなければならず、医師および競技長の許可がない限り再び競技に参加することはできない。
６．走路は必ず定められた方向に走行し、いかなる場合も逆方向に走行してはならない。ただし、安全上競技役員の誘導の下に行う場合はこの限りではない。
７．競技中緊急の際は、緊急車、消火車、競技役員車等の車両がコースに介入する可能性があることを常にドライバーは承知しておかなければならない。

第 17 条　出走前手順

1．ドライバーは参加車両とともに、公式通知に示された時間までに所定の場所にて技術委員の出走前点検を受けなければならない。
2．定められた時間までに所定の待機場所に集合せず、出走前点検を受けなかったドライバー及び参加車両はコースインすることが出来ない。

第 18 条　決勝競技（コースイン）

1．コースインはピットロードより１台ずつ、競技役員の指示に従って行われるものとする。
2．競技役員の指示に従わないコースイン、前車に引き続いての同時コースインに対しては罰則が科せられる。
※ピットレーンの速度制限は６０km／ｈ。
※コースインする時にピットレーン出口からトラック上にかけて引かれている白線を越えた場合ペナルティが課せられる。
3．最大出走台数は５４台とする。

第 19 条　計時

1．計時装置
車両がコントロールラインを通過し、その上に流れる光電管を横切った瞬間に自動的にタイムが記録される電動計時装置を使用する。
2．トランスポンダー（自動計測装置）の装着
参加車両は、競技中はオーガナイザーが用意したトランスポンダーを取り付けていなければならない。取り付けは、公式車検時までに行うこと。尚、取り付けを拒否した場合は、出走は認められない。また、トランスポンダーを紛失・破損した場合は、参加者がその補償の責任を負うものとする。

第 20 条　信号旗の意味

1．　国際モータースポーツ競技規則付則Ｈ項の規定に基づいて行う。また、信号合図はライトパネルで表示されるものもある。
・黄旗　　速度を落とせ。追い越し禁止。
１本の振動：コースわきあるいはトラック上の一部に危険箇所がある。
２本の振動：進路変更あるいは停止準備。全面的または部分的にトラックが閉鎖されている。
・緑旗　　トラック上が走行可能（クリア）である。黄旗表示が必要となった事故現場の直後のポストで提示される。（黄旗の解除）
・白旗　　当該ポスト管理下にあるトラック区間に相当低速な車両が存在する。
・赤旗　　競技・走行中止。全てのドライバーは直ちに競技または走行を中止し、細心の注意を払いながら必要に応じて停車できる態勢でピットレーンに進行すること。
・青旗　　自分の車両を追い越そうとしているより速い車両に進路を譲れ。
・オレンジ色の円形のある黒旗
車両に機械的欠陥があり危険。表示されたカーNo.の車両は次周回時にピットに停止しなければならない。
・黒旗　　表示されたカーNo.の車両は次の周回にピットへ停止しなければならない。
・赤の縦縞のある黄旗
トラック上にオイルまたは水があるために粘着性が低下している箇所がある。（路面が滑りやすい。）
・チェッカー　　競技終了。チェッカー後は追い越し禁止。
2．信号合図に従わない場合は罰則が適用される。この判定に対する抗議は受け付けられない。

第 21 条　競技の中断

1．大会競技長は安全上の理由でコース清掃、整備または故障車両の回収、負傷者の救出等のため当該ヒートを中断する場合があり、全ポストでの赤旗表示により合図される。
2．競技中止合図の赤旗が表示されたならば、全車ピットインし、競技役員の指示に従いピットレーンに整列しなければならない。
3．当該ヒート中断の場合、時間短縮は競技会審査委員会が決定する。この決定に対する抗議は受け付けられない。
4．当該ヒートの再開は、競技役員の指示に従いピットロードより１台ずつコースインするものとする。

第 22 条　フィニッシュ

1．当該ヒートの終了は、メインフラッグタワーより表示されるチェッカーフラッグによって示される。
2．チェッカーを受けた車両は、減速と追い越し禁止を厳守しコースを１周後、ピットレーン進入路より競技役員の指示に従って各自の待機場所に戻る。

第 23 条　車両保管および再車検

1．競技期間中もしくはフィニッシュ後、車両保管が行われる場合は、参加車両は指定の車両保管場所にて車両保管を行うこと。また、保管中の車両には、競技役員の許可が無い場合は一切の作業は禁止される。
2．入賞車および抗議対象車は、競技終了後、または審査委員会の求めに応じて、随時車両の分解、その他必要な方法による車両検査を受けなくてはならない。
3．審査委員会もしくは技術委員長の求める車両検査に必要な分解、組み立て作業は、参加者または、その代理人の責任で行わなければならず、許可された関係者以外は立ち会うことは出来ない。
4．車両検査に応じない車両は、失格となる。

第 24 条　抗議権

1．参加者は自分が不当に処遇されていると判断する場合にはこれに対して抗議する権利を有する。ただし本規則に規定された出場拒否または審判員の判定に対しての抗議は受け付けられない。
2．抗議は抗議申請書に抗議の趣旨および理由を書し、参加者または資格のある代理人の署名の上、国内競技規則付則に定められた抗議料を添え競技長を経て競技会審査委員会に提出しなければならない。
3．参加車両に対する抗議は、抗議対象となる箇所を明確に抗議申請書に記載しなければならない。抗議によって必要となった車両の分解に要した費用は、その抗議が否決された場合には抗議提出者、抗議が成立した場合は抗議対象者が支払うものとする。車両の分解等に要した費用は技術委員長が算定し、競技会審査委員会が承認した額とされる。

第 25 条　抗議の制限

1．技術委員の決定に関する抗議は、決定直後に提出しなければならない。
2．競技の成績に関する抗議は暫定結果発表後３０分以内になさなければならない。
3．競技中の規則違反または過失、不正行為に関する抗議は、競技終了後３０分以内になさなければならない。

第 26 条　抗議の裁定

1．抗議審査に当たり競技会審査委員会は必要に応じ、関係当事者および競技役員等を証人として召喚し、陳述を求めることができる。
2．審査後、ただちに裁定が下されない場合、その裁定発表の日時と場所を明らかにして延期することができる。
3．競技会審査委員会の裁定結果は、審査委員会より関係当事者に通告する。
4．抗議に対する裁定は、競技会審査委員会が行い、抗議者に宣告される。不服の場合は、国内競技規則に基づいて控訴する権利を有する。
5．抗議料は抗議が成立した場合、抗議提出者に返還されるが抗議不成立の場合は没収される。

第 27 条　競技会の延期、取り止め、短縮、成立

1．保安上もしくは不可抗力による特別な事情が生じた場合、競技会審査委員会の決定によって、競技会を取り止め、延期もしくは走行時間の短縮等を行う場合がある。
2．競技会が途中で中止となった場合でも、各ヒートの完了を以て、成立したものとみなされる。

第 28 条　競技役員

大会競技役員は公式プログラムもしくは公式通知に示す。

第 29 条　その他の競技規則および本規則の施行

その他の競技細則は「ＪＡＦ国内競技規則」および「マツダファン・サーキットトライアル競技規則」に準ずる。また、本特別規則書は競技会の参加申し込みと同時に有効となる。

以上

大会組織委員会